

# 令和6年9月議会

## 議案説明資料

### 目 次

- |            |                        |     |    |
|------------|------------------------|-----|----|
| 1. 議案第155号 | 令和6年度福岡市一般会計補正予算案(第2号) | ... | 1頁 |
|------------|------------------------|-----|----|

総務企画局

1. 議案第155号

令和6年度福岡市一般会計 補正予算案（第2号）〈総務企画局所管分〉

〔歳入〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
3	19 国庫支出金	2 国庫補助金	1 総務費 国庫補助金	千円 2,066,894	千円 12,416	千円 2,079,310
歳入計				2,066,894	12,416	2,079,310

節		金額	説明
区分			
15 人事管理費補助金	千円 12,416	子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱に基づく 補助金の追加	

## 〔 歳 出 〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
6~7	2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	2 人 事 管 理 費	千円 535,808	千円 12,416	千円 548,224
歳 出 計				535,808	12,416	548,224

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 12,416	人事、労務経費の追加 12,416千円 (関連歳入) (19)国庫支出金 12,416千円 子ども・子育て支援事業費 補助金交付要綱に基づく補助金

**児童手当の抜本的拡充に伴う職員向けシステムの改修について**

**補正額 12,416千円**

**1 趣旨**

国において、令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）に掲げる加速化プランに基づく、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として令和6年10月分（12月支給分）から児童手当の抜本的拡充が行われることとなった。

この法改正を受けて、職員からの手当の届出及び支給に係るシステムの改修を行うもの。

**2 概要**

**(1) 法改正の概要**

	現行（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学校修了までの児童	高校生年代までの児童
所得制限	制限あり <sup>※1</sup>	制限なし
手当月額	3歳未満 15,000円	3歳未満 15,000円(30,000円)
( )内は 第3子 <sup>※2</sup> 以降の額	3歳～小学生 10,000円(15,000円)	3歳 ～ <u>高校生年代</u> 10,000円(30,000円)
	中学生 10,000円	
	高校生年代 支給対象外	
	所得制限限度額以上 特例給付5,000円	<u>廃止</u>
支払月	年3回（2月、6月、10月）	<u>年6回（偶数月）</u>

※1 所得上限限度額以上の場合は支給対象外。

※2 多子加算のカウント方法については、現行の高校生年代までから親等の経済的負担がある22歳年度末までにある子に見直し。

**(2) システム改修の概要**

①庶務管理システム

現在は高校生年代までとなっている多子加算対象の子について、22歳年度末まで届出できるよう改修する。

②人事給与システム及び会計年度任用職員等システム

支給対象及び多子加算カウントに係る年齢要件の変更、所得制限の撤廃、手当月額の変更等に対応するよう改修する。

**3 補正額内訳**

歳出 委託料	12,416千円
歳入 子ども・子育て支援事業費補助金	12,416千円